**「外交関係樹立２５周年記念事業」認定及びシンボルマークの使用について**

１．事業認定のガイドライン

申請がなされた事業のうち、以下の条件をすべて満たすものについて事業の認定を行う。

（１）２０１８年１月１日から２０１９年２月２８日までの期間、原則としてクロアチアにおいて実施される事業であること。ただし、事業の期間が前後の年を含む場合であっても、認定の対象とする。

（２）事業の実施が、文化活動、経済活動等における両国の協力関係の構築・拡大その他の日本

・クロアチア間の関係強化に資すると判断されるものであること。

（３）特定の主義･主張又は宗教の普及を目的とせず、また、公序良俗に反しない事業であること。また、営利を主たる目的としない事業であること。

（４）事業実施に係る経費については、主催者側が一切の責任を負うこと。

（５）別添の申請書兼誓約書を当館に提出し、許可を得ること。事業認定後、事業内容に大幅な変更がある場合には、直ちにその旨の届け出を行うこと。

２．事業認定の特典

認定事業は、当該事業の広報媒体（ポスター、パンフレット、ウェブサイト、看板、垂れ幕等）に、シンボルマークを使用し、又は日本・クロアチア外交関係樹立２５周年記念事業である旨（英語又はクロアチア語によるものを含む。）を表示することができる。また、認定事業は、在クロアチア大使館ウェブサイトの２５周年事業カレンダーに掲載される。

３．申請方法

（１）必要書類

･事業認定申請書（別添）

･申請事業主体の活動内容を表す資料（主催団体の概要、規約、過去の実績等）

･事業内容が明確となるような資料（事業概要、事業収支予定等）

（２）申請期限

　当該事業の実施の1ヶ月前までに必要書類を提出

（３）送付先

　在クロアチア日本国大使館

４．申請・認定の流れ

（１）申請を受領した後は事業認定のガイドラインに従って（要すれば相手国政府とも協議の上）、事業の審査を実施する。

（２）審査後、審査結果につき書面で通知し、認定された事業についてはシンボルマークの電子データを配布する。

５．お問い合わせ先

在クロアチア日本国大使館　広報文化班　info-culture@zr.mofa.go.jp　　　　　　　　　　　　（了）